

一時預かり事業
ファミリー・サポート・センター事業
病児保育事業

} 利用者の方へ

幼児教育・保育の無償化に伴う認可外保育施設等の認定申請について

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化に伴い、認可外保育施設等（この中に、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業及び病児保育事業が含まれます）を利用し、一定の基準を満たしている方につきましては、保育料（利用料）が無償化となります。

無償化の方法は、利用料を施設等へ支払後に、市役所にて「償還払い」の手続きが後日必要となります。償還払いの手続きにつきましては、無償化の対象となり認定を受けた方に後日決定次第ご連絡させていただきます。

無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

認定を希望される方は、認定申請書に必要書類を添付していただき、各事業を利用される前月の20日までに、美濃加茂市役所こども課まで提出していただきますようお願いいたします。

「保育の必要性の認定」を受けてもすべての方の利用料が無償化となるわけではありませんので、ご注意ください。

また、保育園・幼稚園・認定こども園等へ入園している方の利用は、無償化の対象にはなりません。

- ・一時預かり事業の「給食代」は無償化の対象にはなりません。
- ・ファミリー・サポート・センターの利用のうち、無償化の対象となるのは「預かり」のみです。「送迎」の場合は、無償化の対象にはなりません。

無償化の対象となるのは、「3歳から5歳まで（年度当初の年齢）の全ての子どもたち」と、「0歳から2歳まで（年度当初の年齢）の市町村民税非課税世帯の子どもたち」です。

提出書類 チェック欄

- 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書
※お子さん1人に1枚必要です。
- 保育の必要性の確認できる書類 就労・内職証明書等
※お子さんが2人以上の場合は、各証明書の児童名の欄にお子さんの氏名を併記してください。
- 平成31年度（令和元年度）所得課税証明書または非課税証明書
※0歳児～2歳児（年度当初の年齢）の児童の保護者で、平成31年1月1日現在、美濃加茂市で住民登録されていない方は、保護者の方の所得課税証明書または非課税証明書を当時の住民登録していた市町村で発行してもらい添付してください。

問い合わせ先

美濃加茂市健康福祉部こども課総務係

TEL0574-25-2111 内線 314・327